

商品概要説明書

多目的ローン（ジャックス保証型）

（令和 1 年 10 月 1 日現在）

商品名	多目的ローン（ジャックス保証型）											
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上、最終償還時の年齢が満 75 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。											
資金使途	○見積り、注文書、売買契約書等によって資金使途が確認できる健全な消費性資金。ただし、事業性、投資性、不動産、借入返済等の資金は除きます。 ○上記借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）											
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。											
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。											
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年 1.30% の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。											
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。											
担保	○不要です。											
保証人	○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。											
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。ただし、農機具購入資金以外の事業資金は除きます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0.2%</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.3%</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.3%</td></tr><tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td>年 0.5%</td></tr></table>		団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.2%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.3%	がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.3%	団体信用生命保険（ワイド）	年 0.5%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率											
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.2%											
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.3%											
がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.3%											
団体信用生命保険（ワイド）	年 0.5%											

9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ただし、農機具購入資金以外の事業資金は除きます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 5%
手数料	○取り扱い手数料…3,300 円 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…2,200 円～5,500 円 ②一部繰上返済の場合…3,300 円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融課（電話：0 7 6－4 2 9－7 5 0 1）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3-6 8 3 7-1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融課または J A バンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：0 7 6－4 2 1－4 8 1 1）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 富山市